

# 労働Q&A 就業規則の不利益変更

一方的な就業規則の不利益変更は原則としてできません。

Q

我が社の属する業界は先行き不透明です。そこで、我が社においても経営が行き詰まる前に、所定内賃金を1割カットするように就業規則を変更しようと思っています。もちろん、変更後も最低賃金法などには違反しない内容のものですが、労働者側からの反発が予想されます。その場合、就業規則を一方的に変更することは、できるでしょうか。

A

- ①労働者の同意を得ずに、就業規則を一方的に不利益に変更することは、原則としてできません。(労働契約法第9条)
- ②ただし、労働条件を不利益に変更することについて労働者の受ける不利益の程度、変更の必要性、変更内容の相当性等について合理的である場合には、これに同意しない労働者も、拘束されます。(労働契約法第10条)

## こんな対応を!

就業規則の変更にはいくつか重大な制限がついています。労働基準法は、法令または労働組合と使用者が締結する労働協約に反してはならないと定め、これに反する就業規則に対しては、行政庁は、就業規則の変更を命じることができるとしています(同法第92条)。

それでは、法令や労働協約に反しなければ変更は自由かということ、そうではありません。現在の判例では、不利益な変更は、変更の必要性や変更後の内容等について合理的な変更と認められる場合に限り、効力を有するとしています。結局、就業規則の不利益変更がこれに同意しない従業員を拘束するかどうかは、変更の「合理性」によって判断されることとなります。

特に、賃金や退職金など労働者にとって重要な権利や労働条件に関する不利益変更には、「高度の必要性」が必要とされています。

- ◆毎月第2・第4水曜日に夜間無料労働相談を行っています。(事業主の相談も可能です)

電話での相談も受け付けますので、ぜひご利用ください。

### ■相談電話番号

☎40-7079

※窓口開設時間内(18時~21時)のみ対応可。

### ■メール相談

(24時間送信可。回答までに期間を要する場合有)

✉ shoko-mag@city.saga.lg.jp



### ◎問い合わせ

本庁 商業振興課 金融・労政係

☎40-7102 FAX 26-6244

## 人事・労務管理のお悩みは ありませんか?

### 企業のための訪問労務管理相談

企業の皆さんのために社会保険労務士を無料で派遣し、社会保険、就業規則、各種助成金活用、労働トラブルなどの相談をお受けします。

- 相談時間/2時間程度、1企業につき1回
- 申込方法/希望の日時、訪問先住所を連絡ください。

※訪問相談実施回数には限りがあります。  
※日時など、希望にそえない場合は、別途調整します。



### ◎申し込み・問い合わせ

本庁 商業振興課 金融・労政係

☎40-7102 FAX 26-6244

※貸付には商工中金所定の審査があります。



### ◎問い合わせ

商工中金 佐賀支店

☎23-8124

本庁 商業振興課 金融・労政係

☎40-7102 FAX 26-6244

## 「ワーク・ライフ・バランス応援貸付」のご案内

商工中金が佐賀市と連携し、仕事と生活の両立を目指す職場作りを支援する貸付制度を創設しました。

- 貸付対象/「男女共同参画協賛事業所」および「子どもへのまなざし運動参加事業所」のいずれにも登録し、佐賀市内に事業所を有する事業者
- 資金使途/設備資金、運転資金
- 貸付限度額/設備1億円、運転5千万円
- 貸付利率/商工中金所定の貸付利率から0.2%優遇(ただし、貸付期間5年超については、商工中金長期プライムレートを下限とする)
- 貸付期間/設備10年以内、運転5年以内(いずれも据置2年以内)
- 担保・保証人/必要に応じて提供していただきます。

## 身近な犯罪が増えています!

# 被害に遭わないために防犯対策を心がけましょう!

平成22年に佐賀市内で発生した刑法犯件数は、3,007件(平成22年1月~11月)で対前年比3.6%増となっています。刑法犯件数のうち約8割が窃盗犯であり、中でも犯罪件数が多いのは①自転車盗難②万引き③車上ねらいで、特に注意が必要です。

## 犯罪に遭わないために

### 【自転車盗難】

- ・駅周辺や大型商業施設の駐輪場で盗まれるケースが多く、盗まれた自転車の約半数は無施錠のものでした。わずかな時間の駐輪も必ず施錠を徹底しましょう!
- ・ワイヤー錠などを利用して、自転車には2箇所かぎかけをする「二重ロック」を心がけましょう!



### 【万引き】

- ・万引きを「しない・させない・みのがさない」ためには、万引きが犯罪であるとの認識と、地域での声かけ、お店側の店舗づくりなど街全体での協力体制が必要です。



### 【車上ねらい】

- ・短時間の駐車でも、窓を完全に閉め、ドアをロックしましょう。
- ・車内に現金などの貴重品を置いたまま車から離れないようにしましょう。



### ◎問い合わせ

市民活動推進課 交通安全・防犯係

☎40-7012 FAX 40-2050

## 消費者に一方的に 不利な契約条項は無効です!

### 相談事例①

結婚式の貸衣装を申し込んだが、結局断ることにした。結婚式は半年以上先なのに、高額なキャンセル料の提示があり納得できない。業者から規約に基づき契約額の30%のキャンセル料を請求されている。

### 相談事例②

幼稚園で1年間の契約を結んだ。中途退園を申し出たら、規約上できないといわれた。

### アドバイス

事例以外にも、学習塾、エステ、パーツの賃貸借、結婚式場などいろいろな契約で、中途解約料、キャンセル料が高額で納得できないという相談が寄せられています。

消費者が事業者と結んだ契約について、消費者の利益を不当に害する条項が規定されている場合、この条項は無効です(消費者契約法)。

納得できない点は事業者に申し出ましょう。

対応に困ったときは、ご相談ください。



### ◎問い合わせ

市民活動推進課 消費生活センター  
(アイ・スクエアビル4階 駅前中央1-8-32)

☎40-7087(平日9時~16時)

FAX 40-2050

※面談相談は、事前にご予約ください。

